第７章　地域生活支援事業の実施に関する事項

　地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

　このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

　本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

１ 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

（１）専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

　　①　発達障害者支援センター運営事業

　　　　発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

○　発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

（健康福祉部障害福祉課）

延べ利用見込み者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 延べ利用見込み者数 | 2,500人 | 2,500人 | 2,500人 |

　　②　高次脳機能障害支援普及事業

　　　　高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

　　○　高次脳機能障害相談支援事業

　　　　相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

（健康福祉部保健医療課）

　　○　高次脳機能障害啓発･人材養成事業

　　　　高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動を継続していきます。

（健康福祉部保健医療課）

　　○　地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関とも連携し、地域連携型の支援システムを構築します。

（健康福祉部保健医療課）

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 実施見込み箇所数 | ５ヵ所 | ５ヵ所 | ５ヵ所 |
| 実利用見込み者数 | 1,700人 | 1,700人 | 1,700人 |

　　③　障害児等療育支援事業

　　○　在宅障がい児者の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導及び相談等が受けられる体制の確立を目指します。

（健康福祉部障害福祉課）

　　○　各拠点施設の専門的な職員が、訪問療育、外来療育、相談及び保育所等への技術的指導を行います。

【事業の具体的内容】

ア 訪問による療育指導

イ 外来による専門的な療育相談、指導

ウ 障がい児の通う保育所や幼稚園等の職員の療育技術の指導

 （健康福祉部障害福祉課）

 　　圏域ごとの障害児療育等支援事業実施見込み箇所数（拠点施設数）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 岐　阜 | 西　濃 | 中　濃 | 東　濃 | 飛　騨 | 合　計 |  |
| １ヵ所 | １ヵ所 | ２ヵ所 | １ヵ所 | １ヵ所 | ６ヵ所 |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |

実施見込み箇所数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 実施見込み箇所数 | ６ヵ所 | ６ヵ所 | ６ヵ所 |

 （２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

　　①　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

○　身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

合格者数※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 通訳・筆記 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 合格者数累計 | 手話通訳者 | 20人 | 26人 | 33人 |
| 要約筆記者（手書） | 57人 | 63人 | 69人 |
| 要約筆記者（PC） | 32人 | 37人 | 42人 |

　　※手話通訳者及び要約筆記者（手書・PC）は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者（手書・PC）となります。

②　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

○　盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

実養成講習修了見込み者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 実養成講習修了見込み者数 | 15人 | 15人 | 15人 |

③　失語症意思疎通支援養成事業

○　失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

（健康福祉部障害福祉課）

意思疎通支援者講習終了見込み者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 講習修了見込み者数 | 13人 | 13人 | 13人 |

（３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

　特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

①　手話通訳者・要約筆記者派遣事業

○　聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

（健康福祉部障害福祉課）

実利用見込み件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 通訳・筆記 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 実利用見込み件数 | 手話通訳者 | 300件 | 300件 | 300件 |
| 要約筆記者（手書） | 60件 | 60件 | 60件 |
| 要約筆記者（PC） | 15件 | 15件 | 15件 |

②　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

○　盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

（健康福祉部障害福祉課）

実利用見込み件数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 実利用見込み件数 | 650件 | 650件 | 650件 |

（４）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

○　市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

（５）広域的な支援事業

　　①　圏域相談支援体制整備事業

　　 　圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザーを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

○　市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に１人（岐阜圏域は２人）の特別アドバイザーを設置しております。

（健康福祉部障害福祉課）

②　精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的としています。

ア　地域生活支援広域調整会議等事業

　　　　精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援を推進するため、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築することを目的としています。

○　県内７保健所において、地域移行推進会議等を開催します。

（健康福祉部保健医療課）

実施見込み箇所数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 実施見込み箇所数 | ７ヵ所 | ７ヵ所 | ７ヵ所 |

イ　地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター（※）の積極な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

　ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

○　ピアサポーターを活用した精神障がい者の地域移行・地域生活支援を実施します。

　（健康福祉部保健医療課）

ピアサポーター登録見込み者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 登録見込み者数 | 30人 | 31人 | 32人 |

ウ　災害派遣精神医療チーム体制整備事業

　　自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。

　　このような活動を行うために県によって組織される災害派遣精神医療チームが

ＤＰＡＴです。

* ＤＰＡＴの説明会を医療機関に対して実施します。

（健康福祉部保健医療課）

開催見込み数（医療機関への説明会）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 開催見込み数 | １回 | １回 | １回 |

　　③　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

　　 　自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいを有する障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

○　さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

（健康福祉部障害福祉課）

開催見込み数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 開催見込み数 | ２回 | ２回 | ２回 |

【参考】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画等に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画等において定める事項

別表第三

|  |  |
| --- | --- |
| 事 　項 | 内 　容 |
| 一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等 | 都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。 |
| 二 区域の設定 | 指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。 |
| 三 提供体制の確保に係る目標（一）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（二）障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 | 障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行② 障害者に対する職業訓練の受講③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導④ 福祉施設から障害者・生活支援センターへの誘導⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援　障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。 |
| 四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（一）各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（二）各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びそのための方策 | ① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の平成三十二年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。④ 別表第四の三の項に掲げる式により算出した、平成三十二年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。① 市町村障害児福祉計画を基礎として、平成三十二年度末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 |
| 五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策 | ① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。 |
| 六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 | 平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。 |
| 七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 | 都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。① 実施する事業の内容② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み③ 各事業の見込量の確保のための方策④ その他実施に必要な事項 |
| 八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置 | 指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。 |
| 九 関係機関との連携に関する事項（一）区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に関する事項（二）区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項 | 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める事。 |
| 十 都道府県障害福祉計画等の期間 | 都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。 |
| 十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価 | 各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。 |